



預金保険制度について

2009年9月14日現在

預金保険制度とは、金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。我が国の預金保険制度は、「預金保険法」（1971年制定）により定められており、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が制度の運営主体となっています。

金融機関は、預金保険で保護される預金等の額の確定のため、預金者の氏名（カナ氏名）・生年月日（設立年月日）・電話番号等のデータ整備しておくことが、預金保険法第55条の2の規定によって義務付けられております。これは、万一保険事故が発生した場合、保護対象金額を迅速に確定し、お客さまが円滑に預金等の払い戻しが受けられるための措置です。つきましては、お客さまの生年月日（設立年月日）等をお届けいただくようお願いすることがございますので、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

預金保険制度の詳細につきましては、金融庁・預金保険機構または当行窓口にお問い合わせください

金融庁ウェブサイト	http://www.fsa.go.jp/index.html
預金保険機構ウェブサイト	http://www.dic.go.jp/
預金保険機構 「預金保険制度に関する Q&A」	http://www.dic.go.jp/qa/qa.html

預金保険対象商品と保護の範囲

預金等の分類		保護の範囲
預金保険の対象預金	決済用預金 (*1)	当座預金・利息のつかない普通預金等
	一般預金等	利息付きの普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等
預金保険の対象外預金等		外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等
		全額保護
		合算して元本 1,000 万円までとその利息等 (*2) を保護 1,000 万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われず（一部カットされることがあります）。
		保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われず（一部カットされることがあります）。

*1 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。

*2 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等（注）も利息と同様保護されます。

（注） 詳細につきましては、預金保険機構へお問い合わせください。（照会先 03-3212-6029）

預金保険で全額保護される範囲

- ・2005年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金(*2)が全額保護されることになりました。

定期預金等の保護の範囲

- ・定期預金等については、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
- ・1つの金融機関に同じ預金者が複数の定期預金等を持っている場合は、それらの残高を合計（「名寄せ」といいます）して、元本1,000万円までとその利息等が保護対象になります。なお、法人の場合、本社・支店・営業所はまとめて一預金者として名寄せされます。
※預金保険法では、万一の破綻の際に迅速に預金等の払い戻しが受けられるよう、金融機関は平時から「名寄せ」等のために必要なデータ等を準備しておくことが義務付けられています。このため、金融機関から預金者のみなさまに必要なデータ（法人の設立年月日、個人の生年月日等）のご確認をさせていただくことがあります。
- ・定期預金等に係る『元本1,000万円を超える部分とその利息等』については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

預金保険制度に加入している金融機関

銀行（日本国内に本店のあるもの）	信用金庫
信用組合	労働金庫
信金中央金庫	全国信用協同組合連合会
労働金庫連合会	

※預金保険は預金等をされますと自動的に成立します。

※農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

※日本国内に本店のある金融機関が海外支店で受け入れる預金等は、預金保険制度の対象外になります。

